

令和9年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

令和9年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税には慎重な対応が必要
中小企業への影響を軽減する万全の措置を！
- 本格的な給付付き税額控除の早期導入に向け、
社会保障国民会議は制度設計の具体化を急げ！
- 事業主の過度な社会保険料負担を抑制し、
着実な賃上げを促す税制改正措置を！
- 本格的な事業承継税制を創設し、
地域経済の担い手の中小企業を引き継げ！

目 次

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底等	
4. マイナンバー制度について	
5. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 中小企業の活性化に資する税制措置	
2. 事業承継税制の拡充	
3. 消費税への対応	
III. 地方のあり方	10
IV. 自然災害への対応	11
V. その他	11
1. 申告納税手続きの合理化	
2. 環境問題への対応	
3. 租税教育の充実	

《税目別の具体的課題》13

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	16
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 地方税関係	
II. 通達関係	19
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

《はじめに》

我が国経済を巡る環境は大きく変化しつつある。中東情勢の緊迫化などで海外から輸入する燃料や石油製品、食料などの価格が軒並み上昇し、円安の進行も加わって国内の消費者物価は1%台半ばの水準で推移している。日本銀行も物価上昇に対応して政策金利を引き上げて1.25%とし、31年ぶりの水準となっている。まさに「金利のある世界」が本格的に到来している。さらに長期金利も一時3%まで上昇しており、長年続いてきたデフレ期から脱した日本経済は今、インフレ期に突入しようとしている。それに伴って経済構造の改革が今後の大きな課題となっている。

政府・与党はこれまで、需要の不足によるデフレ経済を克服するため、積極的な金融・財政政策を通じて需要の喚起を目指してきたが、これからは人手不足を含む供給制約の緩和や解消に向け、自律的な経済成長を促す政策に転換する必要がある。高市早苗政権は2040年度までに官民で総額370兆円超の投資を計画する「日本成長戦略」を策定した。これは政府の公的な投資を呼び水にして、半導体や生成AI（人工知能）など成長が期待される17の産業分野を対象に積極的な民間投資を促すことを目指したものである。

日本経済の長期停滞を打開するには、今こそ供給面（サプライサイド）の改革が求められており、官民で成長産業に対する投資を促進し、力強い経済の実現を目指す成長戦略の方向性は妥当と言える。長期金利の高騰を抑制するために財政規律を保ちながら、産業部門の供給制約を打破するために着実な実行が求められる。同時に民間の積極的な投資を促すためには、企業に創意工夫を促す規制改革に取り組むことも忘れてはならない。

日本経済の底上げを実現するには、国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費の活性化も欠かせない。そのためにも実質賃金の着実な引き上げが求められる。我が国では人手不足などを背景にして、中小企業を含めて高い賃上げ水準が続いてはいるものの、需給が逼迫して消費者物価が上昇する中では家計の購買力も同時に向上させなければ自律的な経済成長は見込めない。そうした企業の賃上げ原資を確保するには、中小・零細を始めとした企業自身が稼ぐ力を高め、自らの成長基盤を強化する必要もある。

地域経済と雇用の担い手である中小企業の特徴ある技術やサービスを円滑に次世代に引き継ぐためには、本格的な事業承継税制の創設が不可欠である。そして我が国のサプライチェーン（部品の供給網）を維持し、今後も国際競争力を強化・発展させるために中小企業を守るきめ細かな税財政措置が必要である。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

高市早苗首相は今年2月の衆院選後、物価高対策として中低所得者の負担を減らすため、与野党の国会議員が参加する「社会保障国民会議」を設置した。そこでは「給付付き税額控除」の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革を議論し、給付付き税額控除を導入するまでの負担軽減策として、飲食料品について、2年に限って消費税をゼロ税率とする自民党公約に関する検討を委ねた。

この社会保障国民会議は中間取りまとめで、所得に連動した給付措置の導入で合意したが、消費税減税を巡っては与野党の意見が分かれて集約できなかった。これを受けて高市首相は、2027年4月から飲食料品の消費税率を2年間限定で1%に引き下げ、27年秋と28年秋に1%分の消費税収に相当する給付金を中低所得者に支給することを決めた。

しかし、社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。実施までに時間がかかり、店頭価格が減税相当分だけ下がる保証もないからである。外食産業や農家に打撃を与える恐れも危惧されており、激変緩和措置を講じる方針が示された。さらに減税に伴って地方税収にも不足が生じるなどの様々な影響を考慮すれば、物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効であろう。

また、飲食料品の消費税率を1%に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。高市首相は「私の責任で2年後には税率を元に戻す」と強調するが、それが困難な場合には所得連動給付の導入などでさらなる追加支出も想定される。このため、きちんと2年で減税を終えるように努めるべきである。

さらに事業者は消費税減税を実施する2年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。

1. 財政健全化に向けて

新型コロナウイルス禍で政府は緊急的な財政出動を拡大した結果、国と地方を合わせた長期債務残高は1,300兆円を超える水準に達した。これは国内総生産（GDP）の1.9倍に上り、先進国の中でも突出して悪い水準である。

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出についても聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

- (1) 政府は「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2026)で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス(PB)の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産(GDP)比で安定的に引き下げる方針に改めた。PB黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で370兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。
- (2) 長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。26年度の利払い費は約13兆円が見込まれているが、財務省の試算では27年度以降、金利が1%上昇した場合、利払い費は35年度に45.2兆円にまで増える恐れがあるという。インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。
- (3) 防衛力の抜本強化に関しては、2027年度までの5年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。さらに自民党は安全保障関連3文書の見直しで、具体的な数値目標は示さなかったものの、防衛費の一段の増加が必要との提言をまとめた。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代がすべて後期高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える2040年には社会保障給付費が190兆円(令和8年度=約144兆円)に達する見込みである。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。そうした社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」についても効率化するなど、負担と給付の両面にわたる取り組みが欠かせない。

社会保険料を巡っては、現役世代の負担が相対的に重いとされており、世代間の負担の公平を確保しなければならない。「骨太の方針2026」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

- (1) 「こども・子育て政策」の財源として、令和8年度より、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」が始まったが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。
- (2) 物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められるなど、中小企業は厳しい経営を強いられている。さらに社会保険の適用が拡大し、本年10月には賃金要件（月8.8万円以上）が撤廃され、企業規模要件も2035年までに段階的に撤廃されることとなっている。企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。
- (3) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、基礎年金を底上げするため、厚生年金の積立金をその財源に活用することが課題となっている。抜本的な年金制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。特に中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。
- (4) 医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

政権与党である自民党と日本維新の会は、与野党で衆議院の選挙制度改革を協議した上で、1年以内に結論が得られない場合には比例代表を45議席削減する法案を先の特別国会に提出したが、審議は先送りとなった。民意を反映する国会の議員定数削減は与野党による慎重な協議が欠かせないものの、人口の減少や過疎化など様々な国内情勢の変化も踏まえ、国民が期待する国会改革の着実な実行が求められる。

骨太の方針2026では「危機管理投資・成長投資」に向けた政府の基金に対し、一度に計上できる予算を原則3年分に限るとした投資ルールを適用しない方針を打ち出した。複数年度にわたる事業運営を可能にするために基金が創設されたが、このルールは政府の行政改革推進会議が23年12月に基金の非効率な事業や組織体制を排除するために決めたものだった。それがわずか2年半で大きな例外規定を設けることになった。こうした政府の基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちだった反省を十分に踏まえ、適正な基金運用に努めることを求める。

また、会計検査院によると成長戦略の一環で設立された官民ファンドのうち、6割が赤字だったことが判明している。官民が協調してリスクマネーを供給するとしながら、実際の資金拠出は政府の財政投融资が主体となっている事例が多い。事業リスクの管理を徹底するだけでなく、政策目的と収益性のバランスを精査しながら公的な組織としてガバナンスの確保も重要である。そして事業運営で赤字が継続したり、一定の役割を終えたりした官民ファンドは清算・廃止するなど、明確な出口戦略を構築しておくことも欠かせない。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、行政のデジタル化や効率化を推進するために欠かせないインフラである。マイナンバーカードの保有率は84.3%(令和8年8月時点)まで高まったが、健康保険証と一体となったマイナ保険証の利用率は69.7%(令和8年6月時点)にとどまっている。政府は引き続き、国民に対してマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコスト削減に資する等、その具体的な効用を広く明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「eLTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードのさらなる普及や利用拡大につながる。

ただ、マイナンバーカードと電子証明書にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要があるが、こうした煩雑な手続きの周知は不足している。高齢者を含めた国民の幅広い利用を促進するためにも周知の徹底を図りながら、手続きの簡略化も進めなければならない。

官・民を含めた個人情報の漏洩、第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じること、利用者の不安払拭に努める必要がある。

与野党の国会議員で構成する社会保障国民会議は、給付付き税額控除の制度設計を議論しており、まずは現金給付を先行導入する方向が示されている。公金受取口座の登録率は約61%(令和8年7月)となっているが、円滑な現金給付を実施するためにも政府は、マイナンバーカードの取得と公金受取口座の登録を引き続き促す必要がある。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の課題である。世帯所得を正確に把握できるようになれば、真に支援が必要な世帯に限定して現金を給付する措置を講じることが可能となる。その際、正確な所得を把握するためにマイナンバーと全金融機関の紐付けについても検討する必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の確保に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

日本経済はデフレからインフレの転換点を迎え、緩やかな改善傾向を示しているが、地域経済を支える中小企業は業績の回復が遅れている。そうした中でも着実な賃上げを迫られており、円安進行による輸入原料の値上がりや全国的な人手不足も加わり、なお厳しい経営環境に置かれている。今年の春闘で中小企業の賃上げ率は4%台と高かったものの、大手企業との差は開いている。イランなど中東情勢の緊迫化を背景にして石油関連資材は大幅な値上げが続いており、物価高の中で価格上昇に価格転嫁は追いついていない。中小企業庁による今年3月時点の調査によると、中小企業が原材料費や人件費などのコストを価格転嫁できている割合は54%余りととどまっており、原材料費に比べて人件費の転嫁が進んでいない実態が明らかになっている。「全く転嫁できていない」とする割合も16%あり、中小企業が賃上げ原資を確保するためには適正な価格転嫁が欠かせない。

今年1月には旧下請法を全面改正した「中小受託取引適正化法(取適法)」が施行された。発注側が受注側と協議せず、一方的に取引価格などを決める行為のほか、金型の長期無償保管など不当な経済上の利益の提供要請なども禁じられた。公正取引委員会は25年度に旧下請法違反で再発防止などを求める勧告を39件出した。これは前年度から18件増えて倍増しており、買ったたきなどの「下請けいじめ」の取り締まりが厳格化された影響が出ている。勧告と指導を合わせた件数も約8,300件に達し、最近では著名な大手企業やその子会社が摘発される事例が目立っている。公取委は取適法の施行に伴い、同法を主に所管する新たな局を創設する検討も進めており、中小企業庁など関係当局と連携し、大手企業などの取引状況を引き続き厳しく監視する必要がある。

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン(部品の供給網)の担い手としても欠かせない存在である。そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

世界的に石油価格が上昇する中で、石油関連製品の値上がりも続いており、中小企業は厳しい経営を強いられている。そうした中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

中東情勢の先行きは不透明であり、日本経済にも影響がではじめている。また、令和8年度から防衛特別法人税が導入されている。近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。

（２）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例１５％（本則１９％）を本則化すべきである。また、昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ１，６００万円程度に引き上げるように求める。

なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

（３）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新や研究開発など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化するように求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。それが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、令和８年度税制改正において、取得価額要件が４０万円未満に引き上げられたが、これを５０万円未満まで引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃して全額を損金算入とすること。また、従業員基準が段階的に縮小（１，０００人以下→５００人以下→４００人以下）されていることから、見直すことを求める。

③スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存の中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

（４）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、中小企業等の設備投資を支援する措置については適用要件を緩和するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った設備導入では、計画認定手続きを弾力的に対処するなど、使い勝手の向上を図ること。

なお、「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置」は、令和９年３月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長するように求める。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すことを求める。

(6) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度の拡充を図るとともに、令和9年3月末日となっている適用期限の延長を求める。

(7) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、近年の所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを政府は認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような税・財政上の支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを条件に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制が必要である。中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

令和8年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が延長（令和9年9月末日）されたが、特例制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されておらず、その延長を求める。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くあり、政府は制度の検証を行う必要がある。

なお、特例制度の適用期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、上記(1)の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コスト及び税收確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」で対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、弾力的に対応することを求めてきた。

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

(1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

総務省が発表した令和7年国勢調査（速報値）では、日本の総人口は1億2,305万人となり、5年前より309万7千人減少した。東京への一極集中に歯止めがかかっておらず、これまで増加が続いていた神奈川・千葉・埼玉の3県も減少に転じた。地方の活性化を促すには、こうした東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、真の活性化にはつながらない。また、東京都と地方の税収格差も拡大しており、地方に対する税財源の配分のあり方については実態を検証した上で、あるべき姿を慎重に検討する必要がある。

高市早苗政権は、地域の特性に応じた地域産業クラスター（集積）などを育成する「地域未来戦略」を策定した。日本成長戦略とも連動し、各地の地場産業の底上げやインフラ整備につなげる計画である。これまでの地方創生計画とも連携させて本社機能の地方移転や地元の特性に根差した技術発展など、実効性のある改革を進める必要がある。そうした活動の中核を担うのがまさに地域の中小企業であり、それら企業の円滑な事業承継は重要であると認識しなければならない。

地方制度調査会では、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、地域の特性に応じて持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国や都道府県、市町村間の役割分担などについて検討を開始した。国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていかなければならない。

- （1）地方の活性化において地方の大学が果たす役割は大きく、地域の人口集積や産業発展などに貢献している。とくに地域の中小企業にとって、地元の大学との産業連携は新たな技術の開発に加え、優秀な人材を獲得する有力な手段でもある。少子化を背景に大学の整理・統合が検討されているが、地方のものづくりを支える観点からも人材育成の拠点として地方大学を位置付け直す必要がある。
- （2）地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。人口減少で行政サービスの維持が難しくなっており、災害対応を含めて周辺自治体との連携が不可欠になっている。また、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する対策が求められる。
- （3）ふるさと納税は不断の見直しが欠かせない。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体への納税は地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下（29年度に4割以下）とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるように事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直す必要がある。

IV. 自然災害への対応

東日本大震災の復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに実効性のある措置を講じるよう求める。

最近の令和8年熊本地震や能登半島地震では最大震度7を記録しており、大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生している。これまでの大地震などの経験を踏まえながら、被災者に寄り添った適切な生活支援に加え、きめ細かな「なりわい支援」を展開するように求める。また、特定非常災害以外の自然災害においても5年間は損失額を繰り越すことが出来るようにするため、雑損控除と切り離れた新たな控除制度を創設し、被災地の着実な復旧・復興に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも想定されている。そうした災害で中小企業が長期にわたり事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国の経済にも深刻な打撃を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備え、企業のBCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 申告納税手続きの合理化

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

また、国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。今年4月には大手企業を対象にして、二酸化炭素の排出量の過不足を売買する「排出量取引制度」も導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシングの政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業経営に活力を与える観点から、中小企業にも対応が可能なコーポレートガバナンス（企業統治）を高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。

(2) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

中東情勢の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しできる期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化すること。

(3) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和9年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正に引き続き、令和8年度税制改正においても、物価上昇局面における対応として、基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ等が行われ、所得税の課税最低限が給与収入で178万円（改正前160万円）に引き上げられた。また、2年ごとに物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設された。

各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、近年の改正により控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担が増加している。今後、給付付き税額控除制度の導入が検討されているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすること。

なお、「退職所得控除」の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割（標準税率 市町村民税 3, 0 0 0 円＋道府県民税 1, 0 0 0 円）について、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除・税率の見直し

被相続人 1 人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成 1 5 年 3. 4 0 → 令和 5 年 2. 6 6）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成 2 7 年の 8. 0 % から令和 6 年は 1 0. 4 % と高水準に達している。円滑な事業承継のためにも、基礎控除の拡大や税率の見直しについて検討すること。

さらに、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を大幅に引き上げること。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和 8 年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも 5 年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、特に土地や家屋に対する課税誤りが発生するなど、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、適正な課税に努めることが必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大す

るとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。

④固定資産税の免税点については、令和８年度税制改正で家屋、償却資産に係る免税点が引き上げられたが、さらなる引き上げを求める。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

（２）事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。

なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。

（３）超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

（４）法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

（１）印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。

（２）配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

（３）森林環境税の検証

森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証することを求める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されていることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明するとともに、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法 令 関 係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
- ①退職給付引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。
- ②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、固定資産税や都市計画税は減免すること。
- (2) 大規模災害からの復旧・復興に取り組む中小企業等の負担軽減のため、なりわい再建支援補助金対象施設等に対する固定資産税は、当面の間、免除又は軽減すること。
- (3) 空き家の増加は景観・防災・衛生面で地域に悪影響を及ぼす社会問題となっている。危険要因の解消と土地活用の促進に向け、空き家を解体し更地とした場合は、一定期間、固定資産税について「住宅用地の特例措置」を適用すること。

[法人事業税]

- (4) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

- (5) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (6) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

- (1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

- (2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。